

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区日本橋浜町二丁目16番5号

氏名 東瀝青建設株式会社  
代表取締役 神谷 宏人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年11月25日

許可の有効年月日 令和 6年11月24日

## 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）  
(2) 処分の方法と処分する産業廃棄物の種類  
破砕：がれき類

(以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都江東区新木場四丁目3番13号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	がれき類	600(t/日)	—	平成6年10月28日	産施第51017号	平成13年2月1日

## 3 許可の条件

- (1) がれき類の破砕施設の作業時間は、原則として8時から17時のうち8時間とすること。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行なうこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 6年 11月 25日 新規許可  
令和 元年 11月 25日 更新許可 第5回

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

